

志學館大学心理相談センター規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人志學館学園が定める管理及び運営に関する規則第41条第2項及び志學館大学学則第62条の2第2項の規定に基づき、志學館大学心理相談センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、地域における心理的諸問題をもつ者の心身の健康の維持・促進を援助するとともに、学生の臨床実習並びに教員及び学外者の研究・研修の場を提供することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、必要に応じ発達支援センターと連携して、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 一般学内外者（本学学生を除く。）を対象とした心理相談活動
- (2) 本学大学院学生のための臨床実習に関する諸活動
- (3) 臨床業務に従事する者に対するコンサルテーション、スーパービジョン及び研修等の場の提供に関する諸活動
- (4) 心理相談に関する調査及び研究活動
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な諸活動

(組 織)

第4条 センターは、次に掲げる者で構成する。

- (1) センター長
 - (2) 主任
 - (3) 相談員
 - (4) 委託相談員
 - (5) 委託補助員
 - (6) 実習相談員
 - (7) 研修相談員
 - (8) 事務職員
 - (9) 顧問
- 2 センター長は、本学の教授のうちから学長が任命し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 主任は、本学の教授、准教授又は講師のうちから学長が任命し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 相談員は、本学の教職員のうちから学長が若干名を任命し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委託相談員は、医師、公認心理師、臨床心理士のうちから、学長が委嘱する。
- 6 委託補助員は、本学大学院心理臨床学研究科を修了した者のうちからセンター長が委嘱し、

任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

7 実習相談員は、本学大学院生とする。

8 研修相談員は、本学大学院心理臨床学研究科を修了した者のうちから学長が委嘱し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

9 顧問は、業務遂行上必要なとき、学長が外部の精神科医師に委嘱することができる。

(職務)

第5条 センター長は、センターの業務を統括する。

2 主任は、センター長を補佐し、センター長の命を受け、センターの業務を処理するとともに、所属する者を指導監督する。

3 相談員は、センター長の命を受け、センターの業務及びこれに関する教育（スーパービジョンを含む。以下同じ。）・研究を行う。

4 委託相談員は、センター長の命を受け、委託された相談業務及び教育・研究を行う。

5 委託補助員は、センター長の命を受け、委託された相談業務及びセンターの受付業務の補助を行う。

6 事務職員は、センター長の命を受け、センターの受付業務及びセンターに関する事務を処理する。

(センター運営会議)

第6条 センターに、センター長、主任及び相談員で構成するセンター運営会議を置く。

2 センター運営会議は、センター業務に関する次の事項について審議する。

(1) センターの予算に関すること。

(2) 委託相談員の選考に関すること。

(3) その他相談センターの運営に関する事項

3 センター運営会議は、センター長がこれを招集し、その議長となる。

4 センター運営会議は、構成員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決する。可否同数のときは、議長が決する。

5 議長が必要と認めるときは、センター運営会議構成員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 センターの業務に携わる者は、業務上知り得た秘密を厳守しなければならない。

(事務)

第8条 センター運営会議の事務は、総務課が処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、学長が別に定めることができる。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 志學館大学心理相談室規程（平成12年4月1日）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月14日から施行する。